



第33回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2024年9月26日（木曜日）
午後3時

開催
場所

東京都港区虎ノ門1-3-1
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
東京虎ノ門グローバルスクエア
コンファレンス

会場変更のお知らせ

会場が例年と異なります。
末尾の「株主総会会場ご案内略図」を
ご参照いただき、お間違のないよう
お願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

議決権行使期限

2024年9月25日（水曜日）
午後6時まで

アクモス 株式会社

証券コード：6888

証券コード 6888
2024年9月10日
(電子提供措置の開始日 2024年9月4日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
ア ク モ ス 株 式 会 社
代表取締役会長兼CEO 飯 島 秀 幸

第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.acmos.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月25日(水曜日)午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年9月26日(木曜日)午後3時
(なお、受付開始時刻は午後2時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス
会場が例年と異なりますのでご注意ください。
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

1. 第33期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第33期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

以上

（その他のご案内）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席につきましては、ご自身の体調等をご勘案のうえご判断いただけますようお願い申し上げます。
- ◎省エネルギー及び節電への取り組みの一環として、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項を記載した書面を一律でお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。また、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・事業報告 「会社の体制及び方針並びに運用状況」
 - ・連結計算書類 「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類 「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

議決権の行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。

株主総会の議決権行使を事前に行使いただける株主様

ご推奨



インターネット

議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。



行使期限

2024年9月25日(水)
午後6時まで

詳細は次ページをご覧ください。

郵送



議決権行使書用紙に賛否を記入し、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年9月25日(水)
午後6時までに到着

株主総会にご出席の株主様



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

株主総会開催日時

2024年9月26日(木)
午後3時

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

「ログインID」及び「仮パスワード」を入力せずにログインすることができます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

ご注意事項

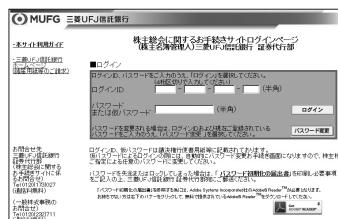
- 午前2時30分から午前4時30分はご利用いただけません。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
 - (1) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
 - (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

「ログインID」「仮パスワード」を入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

● システム等に関するお問い合わせ ●

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
0120-173-027 (午前9時～午後9時、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当の実現を中長期的な重点課題として位置付け、配当原資確保のための収益力向上を図り、財政基盤の強化に努め、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向50%以上を目標に、配当を行うことを基本方針としております。

当期末の配当につきましては、24円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金24円

総額 236,670,168円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年9月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

当社定款の定めにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の諮問を受けたうえ監査等委員会の審議を経て上程するものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	再任 飯島秀幸 いい じま ひで ゆき	代表取締役会長兼CEO
2	再任 清川明宏 きよ かわ あき ひろ	代表取締役社長兼COO
3	再任 深作耕一 ふか さく こう いち	取締役副社長兼CTO
4	再任 小竹由紀 お だけ ゆ き	社外取締役 独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
1	いい じま ひで ゆき 飯 島 秀 幸 (1947年5月11日生)	<p>1987年2月 (株)日本不動産経営研究所(現コンセーユ・ティ・アイ(株))設立、代表取締役(現任)</p> <p>1991年8月 当社前身、(株)アイ・エフ・シー設立、代表取締役社長</p> <p>1996年9月 当社 代表取締役会長</p> <p>1999年8月 当社 代表取締役社長</p> <p>2012年7月 A CMOSソーシングサービス(株)(現アクモスメディカルズ(株)) 代表取締役社長</p> <p>2013年6月 A Sロカス(株) 代表取締役会長(現任)</p> <p>2016年9月 当社 代表取締役会長兼CEO(現任)</p> <p>2022年7月 アクモスメディカルズ(株) 代表取締役会長(現任)</p>	株 325,900
<p>【候補者の選任理由】 当社設立以来、当社及び当社グループの代表として全体の経営戦略立案や意思決定における中枢として重要な役割を果たしてまいりました。会社経営に関する豊富な経験や見識が、更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	きよ かわ あき ひろ 清 川 明 宏 (1960年10月16日生)	<p>1981年11月 茨城ソフトウェア開発(株)(現当社)入社</p> <p>2008年5月 当社 執行役員</p> <p>2014年7月 当社 管理本部長</p> <p>2015年9月 当社 取締役</p> <p>2016年7月 当社 業務統括執行役員</p> <p>2016年9月 当社 代表取締役社長兼COO(現任)</p>	株 32,300
<p>【候補者の選任理由】 当社入社以来、技術・営業及び管理部門を経て、それらで得た幅広い経験と高い見識を生かし当社の経営における重要な事項に積極的な意見や提言を行ってまいりました。今後も同氏の総合的な知見が、更なる業績の向上と持続的な企業価値の創出に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
3	ふか さく こう いち 深 作 耕 一 (1962年9月6日生)	1983年4月 茨城ソフトウェア開発(株) (現当社) 入社 2008年5月 当社 執行役員 2014年7月 当社 常務執行役員 2015年7月 当社 営業本部長 2015年9月 当社 取締役 2016年7月 当社 技術本部長 2019年7月 当社 専務執行役員 2022年9月 当社 取締役副社長兼CTO (現任) 2024年7月 (株)ジイズスタッフ 代表取締役会長 (現任)	株 27,800
<p>【候補者の選任理由】 当社入社以来、主に技術部門に従事し当社の方向性を決定する重要な意思決定を行ってきており、当社の技術について深い知見を有しております。その知見や豊富な業務経験は、今後も当社取締役に於いて意思決定機能や監督機能に実効性強化が期待できると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	お だけ ゆ き 小 竹 由 紀 (1957年12月1日生)	1981年4月 ライオン(株) 入社 2012年1月 同社 CSR企画担当部長 2015年1月 同社 CSR推進部長 2020年6月 (株)エンバイオ・ホールディングス 社 外取締役 (現任) 2022年6月 東京特殊電線(株) (現(株)TOTOKU) 社外取締役 (現任) 2023年9月 当社 社外取締役 (現任)	株 1,000
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 生活関連製品を製造する事業会社のCSRの責任者であったことから、当該事項に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、その専門的見地及び女性としての多様なご意見提供により、取締役会の更なる活性化と経営執行の監督機能を強化するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 飯島秀幸氏は、当社の大株主であるコンセーユ・ティ・アイ株式会社の全株式を所有しております。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
4. 小竹由紀氏は、社外取締役候補者であります。
5. 小竹由紀氏の当社社外取締役在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
6. 小竹由紀氏が当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

7. 小竹由紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
8. 当社と小竹由紀氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社定款の定めにより、監査等委員である取締役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の諮問を受けたうえ監査等委員会の審議を経て上程するものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名		当社における地位及び担当
1	再任	にし やま たつ お 西 山 達 男	社外取締役 独立役員	監査等委員である社外取締役
2	再任	いた がき ゆう じ 板 垣 雄 士	社外取締役 独立役員	監査等委員である社外取締役
3	再任	まつ お やす し 松 尾 恭 志	社外取締役 独立役員	監査等委員である社外取締役
4	再任	かね こ とし お 金 子 登志雄		監査等委員である取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
1	にし やま たつ お 西 山 達 男 (1950年8月5日生)	1974年4月 (株)住友銀行(現株)三井住友銀行) 入行 1990年10月 (株)M&A情報センター専務取締役 2001年11月 (株)エスエムティ専務取締役 2005年10月 ナノキャリア(株)(現NANO MRNA(株)) CFO 2006年1月 同社取締役CFO 2011年9月 当社補欠監査役 2013年9月 当社社外監査役 2016年9月 当社監査等委員である社外取締役(現任)	株 -
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 社外取締役としての公正中立な意見を反映させるとともに、金融機関及び民間企業における豊富な経験・見識に基づく知識が、取締役会の透明性の向上及び監査・監督の強化に繋がるものと判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	いた がき ゆう じ 板 垣 雄 士 (1961年1月6日生)	1984年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2015年12月 板垣雄士公認会計士事務所開設、所長(現任) 2016年4月 (株)NHKアイテック(現株)NHKテクノロジーズ) 監査役 2018年6月 曙ブレーキ工業(株)社外監査役 2018年9月 当社監査等委員である社外取締役(現任) 2020年6月 (株)NHKエデュケーショナル監査役	株 -
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 公認会計士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、財務及び会計に関する専門家としての的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	まつ お やす し 松 尾 恭 志 (1958年3月10日生)	1980年4月 国際電信電話(株)(現KDDI(株))入社 2011年4月 同社技術統括本部情報システム副本部長 2013年4月 同社理事 中国総支社長 2015年4月 同社理事 関西総支社長 2018年4月 同社常勤顧問 2018年6月 ジュピターショップチャンネル(株)常勤 監査役 2020年9月 当社監査等委員である社外取締役(現任)	株 -
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 民間企業で培った豊富な経験と知識を有しており、客観的かつ公正な立場から取締役会の職務遂行を監査していただけると判断したため、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社株式数
4	かね こ とし お 金子 登志雄 (1948年9月30日生)	1991年8月 当社設立、取締役 1994年7月 当社監査役 1995年10月 当社取締役総務部長 1996年9月 当社取締役管理部長 1996年12月 金子司法書士事務所開設、所長(現任) 2004年9月 当社取締役 2011年9月 当社監査役 2016年9月 当社監査等委員である取締役(現任)	株 96,000
<p>【候補者の選任理由】</p> <p>会社法に精通する司法書士の経験に基づく専門的な知識等は当社の企業価値の向上に寄与し、取締役会の一員として他の取締役に對し法務面から積極的かつ的確な提言・示唆を行えると判断したため、引き続き監査等委員である取締役に對して選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 西山達男氏、板垣雄士氏及び松尾恭志氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役の全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係る請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中で当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
4. 候補者の状況、責任限定契約について
- (1) 西山達男氏について
- ①同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
 - ②同氏が当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - ③同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - ④当社と同氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 板垣雄士氏について
- ①同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年であります。

- ②同氏が当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - ③同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - ④当社と同氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - ⑤同氏が2021年6月まで社外監査役として在任していた曙ブレーキ工業株式会社において、在任中の2021年2月に、品質不適正事案が公表されました。同氏は当該事案が判明するまで当該事実を認識しておりませんが、平素より同社の取締役会等においてコンプライアンスの観点から発言を行っておりました。当該事実の認識後は監査役会及び取締役会を通じて、同社グループを挙げて再発防止に取り組んでいることを確認し、事実関係の調査、原因の究明及び再発防止等について提言を行うなど、その職責を果たしました。
- (3) 松尾恭志氏について
- ①同氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
 - ②同氏が当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 - ③同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - ④当社と同氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
- (4) 金子登志雄氏について
- 当社と同氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

(ご参考) 取締役会の構成及び各取締役のスキルマトリクス

本総会において第2号及び第3号議案の取締役候補者が選任された場合

	氏名	当社における地位 及び担当等	会議・委員会等	企業経営	I T 技術開発	営業 マーケティング	財務会計 M&A	法務 リスクマネジメント	サステナ ビリティ
社内取締役	飯島 秀幸	代表取締役会長 兼CEO (業務執行取締役)	経営会議 指名報酬委員会	●			●	●	●
	清川 明宏	代表取締役社長 兼COO (業務執行取締役)	経営会議	●	●	●			
	深作 耕一	取締役副社長 兼CTO (業務執行取締役)		●	●				
	金子登志雄	監査等委員		●			●	●	
社外取締役	小竹 由紀	独立役員	経営会議					●	●
	西山 達男	独立役員 監査等委員	経営会議 指名報酬委員会	●			●	●	
	板垣 雄士	独立役員 監査等委員	指名報酬委員会				●	●	
	松尾 恭志	独立役員 監査等委員	経営会議		●	●		●	

- (注) 1. 取締役会を構成する取締役の専門分野をマトリクスにて示すもので、各取締役の有するスキル及び期待されるスキルのうち主なものに「●」印をつけております。
2. どのスキルを有するかについては、スキル項目に関係する専門資格のほか、スキルにかかわる業務経験や役職の経験に基づき判断しております。
3. 人事、人材開発等の人材戦略は、企業経営に含めております。

第4号議案 取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社は、2016年9月27日開催の第25回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬額につき、年額1億6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、当社は、2019年9月26日開催の第28回定時株主総会のご承認に基づき、中期経営計画Ⅲ（2022/07-2025/06）の3事業年度を対象期間として、上記報酬額の枠内で、業務執行取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。新たな中期経営計画の策定に伴い、2024年6月期をもって対象期間が終了いたしました。

このたび、当社の業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して、中期経営計画2027（2024/07-2027/06）の各事業年度において業績目標の達成及び企業価値の持続的な向上への貢献意識をさらに高めるとともに、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るインセンティブを与えることを目的として、新たな業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入いたします。

当社は、事業報告「3. 会社役員に関する事項（5）」に記載のとおり「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。取締役の報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、監査等委員会においても本議案の内容は相当であると判断しております。

また、本株主総会において第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件」を原案どおりご承認いただいた場合、本制度による報酬の支給対象は3名となります。

本制度の概要

本制度は、中期経営計画の対象期間である3事業年度において、取締役会で定められた業績指標の達成を条件として、当該事業年度に係る定時株主総会終了後に対象取締役に「成功報酬」として自社株式を交付する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度であります（後記のとおり優先的に当社保有中の自己株式の交付を予定しております。）。

なお、本制度は、第25回定時株主総会において承認された取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の年額1億6千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）の報酬額の枠内の報酬制度として導入いたします。

（1）報酬限度額

対象取締役に、年報酬額として割り当てる当社株式の合計数を12,000株（ただし、株式の分割、無償割当て、併合があった場合は、その比率に対応した株数とし、1株未満の端数は切り捨てる。）とし、かつ金額換算において年3,000万円以内といたします。

なお、年報酬株式数は、年額の金銭報酬（定期支給）の10%に相当する金額を、1株当たり586円(2024年5月～7月終値の平均値)で割り戻した数を目安に、取締役の報酬水準を総合的に勘案して決定しております。

	年報酬株式数/人
代表取締役会長	年5,000株
代表取締役社長	年4,000株
業務執行取締役	年3,000株

(2) 業績条件

各事業年度において、下表に記載の連結の売上高目標と経常利益目標、単体の売上高目標と基準利益目標の4項目を同時に達成した場合に、「成功報酬」として自己株式を交付いたします。単体の基準利益目標は、経常利益から子会社からの受取配当金の金額を控除した額としております。

	初年度 (2025年6月期)	2年度 (2026年6月期)	3年度 (2027年6月期)
連結 売上高	7,000百万円	8,000百万円	10,000百万円
連結 経常利益	700百万円	800百万円	1,000百万円

	初年度 (2025年6月期)	2年度 (2026年6月期)	3年度 (2027年6月期)
単体 売上高	4,300百万円	5,000百万円	6,000百万円
単体 基準利益	472百万円	550百万円	661百万円

(3) 在籍条件及び譲渡制限等

事業年度ごとに当該事業年度終了時まで当社の業務執行取締役として活動した場合に限り株式報酬を交付し、株式交付後は交付時より5年間、譲渡、担保の差入れその他一切の処分をできないものとし、対象取締役保有の当社株式とは別に管理するものとし、ただし、5年間の譲渡制限期間中に当社及び子会社の役員又は従業員のいずれでもなくなった場合は、その譲渡制限は解除されるものとします。また、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併が決議された場合も同様といたします。

また、本制度による当社の普通株式の交付に当たっては、当社と対象取締役個々との間で締結する株式割当契約を締結するものとし、この株式割当契約には、譲渡制限期間

中に株式を交付された者に重大な就業規則違反等の不祥事があった場合における当社による交付株式全部又は一部に対する無償取得事由や当社に組織再編等の決議された場合等、その他の必要事項についても定めることといたします。

(4) 株式報酬の支給方法

株式報酬は、各事業年度の業績目標を達成した場合、当社取締役会において、対象取締役が株式の払込資金を金銭報酬として支給することとし、その金銭報酬債権の現物出資を受けて当社株式を交付する第三者割当の方式を採用いたします。なお、当社が自己株式を保有している間は（2024年6月30日現在、35万4,143株保有）、優先的に自己株式を割り当てることとし、発行済株式の総数や資本金の額の増加は行わない予定であります。

1 株当たりの払込金額は、公正な価格とするため、取締役会による割当決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価として合理的であり、特に有利な価格には該当しないものと考えます。

(ご参考)

当社は、本株主総会において、上記のご承認が得られました場合は、当社の従業員及び当社子会社の業務執行取締役に対して、中期経営計画2027（2024/07-2027 /06）の3事業年度を対象期間とする業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定であります。

以 上

事業報告

(自 2023年7月1日)
(至 2024年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 連結業績の状況

当連結会計年度(自2023年7月1日至2024年6月30日、以下「当期」という。)におけるわが国経済は、雇用状況の回復や企業の堅調な設備投資意欲により底堅く推移いたしました。一方で、円高による物価上昇や内需の低迷により景気が足踏み状態にあり、先行き不透明な状況が続いております。当社グループの事業を取り巻く環境では、デジタルトランスフォーメーション(DX)推進などの情報化投資が見込まれるなか、中期経営計画Ⅲ(2022年7月～2025年6月)において、「社是」である“挑戦する心”のもと、「進化」をテーマとし、Business(事業)、Members(人財)、Value(付加価値)3つの分野でGoodに挑戦し、外部環境に左右されない成長企業への進化を目指してまいりました。

当社グループでは、2024年6月期より、連結の親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向目標を従来の30%以上から50%以上に変更いたしました。目標とする配当性向を変更することにより、中長期にわたって株主の皆様に対する利益を還元する姿勢を明確にし、充実を図ってまいります。

事業投資においては、人財及び設備への投資促進と首都圏でのM&Aの推進に取り組んでおります。当社ではエンジニア職の新卒採用社員に対する1年間の研修期間を設けるほか、職位に応じた研修を実施し人財育成に取り組んでおります。また、消防防災ソリューション事業の拡大に合わせて茨城県東海村の自社敷地内に消防防災システムの開発拠点として建設していた新棟は、2024年4月より業務を開始しております。M&Aでは、2023年12月21日付で株式会社プライムシステムデザインの株式譲渡契約を締結し、2024年1月11日付で同社の発行済株式の80%を取得し子会社化いたしました。また、当社は茨城県教育庁と企業版ふるさと納税(人材派遣型)を活用した人事交流協定書の締結を行い、2024年4月よりシステムエンジニア1名を派遣しております。

当期の売上高は6,230百万円(前期は5,867百万円、前期比6.2%増)、営業利益は660百万円(前期は649百万円、前期比1.6%増)、経常利益660百万円(前期は677百万円、前期比2.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は422百万円(前期は419百万円、前期比0.8%増)となりました。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売 上 高	5,867	6,230	362	6.2 %
営 業 利 益	649	660	10	1.6
経 常 利 益	677	660	△17	△2.5
親会社株主に帰属する当期純利益	419	422	3	0.8

② 主な事業の状況

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

セグメント		前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
ITソリューション	売上高	3,291	3,875	17.7 %
	営業利益	288	421	46.3
ITインフラ	売上高	1,048	997	△4.8
	営業利益	257	181	△29.4
ITサービス	売上高	1,541	1,375	△10.7
	営業利益	146	102	△29.9

1) ITソリューション事業

ITソリューション事業では、新たに子会社に加わった株式会社プライムシステムデザインの損益が第4四半期より連結対象となりました。同社の加入や、既存のお客様に対する営業の深耕、メーカーの戦略パートナー認定に伴う業容拡大、GISソリューションにおける公共系での需要を捉えた受注獲得により売上が伸長しました。基幹システムの構築や航空宇宙分野、地方自治体のDX推進に係る案件やメーカーからの開発案件、GISソリューションでの官公庁の調査業務に係る案件の納品などにより堅調に推移いたしました。消防防災ソリューションでは、消防通信指令システムが2つの消防本部で本稼働となりました。また、茨城県に納入した「自動車税納税確認システム」や「運転免許学科試験予約システム」のほか、「行政業務支援クラウドシステム SYMPROBUS LGシリーズ」など、自治体業務のオンプレミスからクラウドへの転換を図る地方公共団体向けソリューションの提供を開始いたしました。

当期の売上高は3,875百万円(前期は3,291百万円、前期比17.7%増)、営業利益は421百万円(前期は288百万円、前期比46.3%増)となりました。

2) ITインフラ事業

ITインフラ事業では、既存案件や前期に完了した地方自治体のテレワーク環境整備を含むネットワーク構築などの運用案件に加えて、地方自治体における基幹システムのネットワーク構築や研究機関の機器更新案件など、クラウド化及びセキュリティ強化の需要を捉えて着実に受注しており、構築、運用のほか機器更新の売上により堅調に推移しました。新規の営業開拓を進めている東京を中心とした首都圏では、中小規模の案件が多いものの、少しずつお客様を増やしております。

当期は堅調に推移したものの、一部大型案件の失注や前期に完了した大型構築案件が当期に運用段階へ移行したことから、前期に対し売上高、営業利益ともに減少いたしました。当期の売上高は997百万円(前期は1,048百万円、前期比4.8%減)、営業利益は181百万円(前期は257百万円、前期比29.4%減)となりました。

3) ITサービス事業

ITサービス事業は前期に対し減収減益となりました。第三者保守サービスでは大型保守案件の解約があったもののほぼ前期並みの水準となり、また当期に注力した構築サービスは伸長したものの、特に為替変動によるお客様の在庫調整の影響を受けたシステム販売・修理では、需要の回復が遅れました。リファービッシュ機を活用したシステムリプレイスや、レガシーシステムのソフトウェアエミュレーターのプロモーションを進めるとともに、拡大が見込まれるネットワーク構築サービスの内製化への体制整備に取り組みました。

ITサービス事業全般において受注の減少を受け、当期の売上高は1,375百万円(前期は1,541百万円、前期比10.7%減)、営業利益は102百万円(前期は146百万円、前期比29.9%減)となりました。

<次期の見通し>

当期は中期経営計画Ⅲの2年目に当たりますが、中期経営計画の利益値を概ね達成(売上高98%、利益項目90%以上)したため、中期経営計画Ⅲ、長期ビジョン2025を1年前倒した当期で終了し、2025年6月期を初年度とする3カ年の中期経営計画2027を策定いたしました。詳細は、2024年8月5日に開示いたしました「中期経営計画に関するお知らせ」をご覧ください。

当社グループでは人財への投資に注力いたします。採用人数を段階的に増やすとともに、教育体制を整備して従業員の育成を図り、着実な成長の基盤を作ってまいります。

足元の各事業の収益力を強化し、併せて成長領域であるネットワークやクラウド分野、消防防災ソリューション分野への人員転換や人財育成に注力いたします。

中期経営計画2027(2024年7月～2027年6月)の経営目標については以下のとおりです。

(単位：百万円)

経営目標	中期経営計画2027(2024年7月～2027年6月)		
	2025年6月期	2026年6月期	2027年6月期
売上高	7,000	8,000	10,000
営業利益	700	800	1,000
経常利益	700	800	1,000
親会社株主に帰属する当期純利益	450	520	640

2025年6月期は、売上高7,000百万円(対当期比12.4%増)、営業利益700百万円(対当期比6.0%増)、経常利益700百万円(対当期比6.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益450百万円(対当期比6.4%増)を見込んでおります。

なお、業績予想の時点で入手可能な情報のうち合理的と判断された内容のみを織り込んで2025年6月期の連結業績を予想しております。実際の業績は、経済情勢等様々な不確定要因により、予想数値と異なる場合があります。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、理念体系（社是、企業理念、アクモスフィロソフィー）と部門別採算制度ウイングシステムを経営の両軸とし、事業活動を行っております。

当社グループは、中期経営計画2027において、『Challenging Mind 社是「挑戦する心」をもって、事業の拡大と高付加価値化を実現し新たな顧客を創造する』をスローガンとし、2027年6月期のグループ売上高100億円を目標としております。

当社グループは、対処すべき課題として「多様な人財の確保と育成」、「製品・サービスの拡充」、「営業力の強化」に対し、以下の取り組みを推進してまいります。

① 多様な人財の確保と育成

- ・中期経営計画2027での事業の拡大と高付加価値化実現のため、多様な人財の質と量の確保と、高度化する技術に対応できる自律した社員の育成に最優先で取り組んでまいります。また、女性社員比率が20%未満のグループ会社では、新卒採用における女性社員比率の増加に取り組めます。
- ・社員一人ひとりが物心両面の豊かさと技術（スキル）の向上が得られ安心して働ける状態=Well-beingを目指し、社員エンゲージメントの向上に努めてまいります。

② 製品・サービスの拡充

前中期経営計画に続き、中期経営計画2027においても引き続き、製品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

- ・グループ内外の企業との連携を深め、消防・防災領域でのニーズの調査を元に新製品・サービスの研究開発に取り組みます。
- ・首都圏を中心に新規顧客を獲得するため、クラウド製品、サービスの拡充（リファーマビリティ機器の活用含む）等、より多くのお客様のデジタル化支援の推進に取り組みます。

③ 営業力の強化

- ・消防防災事業では、全国への拡販の要となる専門営業の増員を、ネットワーク事業では、より広範囲のお客様に対応するため、営業体制の拡充に努めます。
- ・主要顧客との関係性を深め、当社グループ事業の訴求を図り、受注の増加を目指します。
- ・アライアンスパートナーとの連携やWEBマーケティング活用等により新規開拓に努めます。

(3) 設備投資の状況

当社グループによる設備投資総額は110百万円であり、以下のとおりであります。

① 有形固定資産

有形固定資産の投資額は101百万円となり、その主なものは建物・建物附属設備・OA機器の新設及び更新であります。

② 無形固定資産

無形固定資産の投資額は9百万円となり、その主なものはソフトウェア製品の制作であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の金融機関からの借入金の純減額は65百万円でありました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は株式会社プライムシステムデザインの発行済み株式のうち、480株を2024年1月11日付で取得し、取得後の当社の議決権所有割合は80.0%であります。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 30 期 (2021年6月期)	第 31 期 (2022年6月期)	第 32 期 (2023年6月期)	第 33 期 (2024年6月期)
売 上 高 (百万円)		4,526	4,614	5,867	6,230
経 常 利 益 (百万円)		502	474	677	660
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		358	303	419	422
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		36.88	31.08	42.87	43.01
総 資 産 (百万円)		3,498	4,593	5,113	5,261
純 資 産 (百万円)		2,441	2,796	3,091	3,460

② 当社の財産及び損益の状況の推移 (単独決算)

区 分	期 別	第 30 期 (2021年6月期)	第 31 期 (2022年6月期)	第 32 期 (2023年6月期)	第 33 期 (2024年6月期)
売 上 高 (百万円)		3,083	3,249	3,807	4,017
経 常 利 益 (百万円)		398	418	495	485
当 期 純 利 益 (百万円)		298	301	344	343
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)		30.69	30.86	35.19	34.92
総 資 産 (百万円)		2,930	3,666	4,115	4,013
純 資 産 (百万円)		2,121	2,296	2,518	2,766

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社に該当する会社はありません。

コンセーユ・ティ・アイ株式会社は、当社の株式を25.05%所有しており、会社計算規則上の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社にあたります。当社は、投資事業を営む同社の投資先という関係にありますが、事業活動や経営戦略の決定については、当社独自の意思決定を行っており、同社との取引はありません。

② 重要な子会社の状況（2024年6月30日現在）

会社名	資本金	議決権比率	事業内容	
A S ロカス株式会社	100,000千円	81.0%	情報技術事業	ITソリューション
株式会社プライムシステムデザイン	30,000	80.0		
アクモスメディカルズ株式会社	100,000	100.0		ITサービス
株式会社フィールドワン	80,000	80.0		
株式会社ジイズスタッフ	50,000	100.0		

- (注) 1. 株式会社プライムシステムデザインは2024年1月11日付の株式の取得により、連結子会社といたしました。
2. A S ロカス株式会社、アクモスメディカルズ株式会社、株式会社フィールドワンは特定子会社に該当しております。

(11) 企業集団の主要な事業セグメント（2024年6月30日現在）

当社グループの主要な事業内容は、情報技術事業として、サービス別のセグメントから構成されており、ITソリューション事業、ITインフラ事業及びITサービス事業の3つを報告セグメントとしております。

ITソリューション事業は、SI・ソフトウェア開発、消防防災ソリューション、GISソリューションの開発、保守及び運用などを行っております。ITインフラ事業はIT基盤・ネットワーク構築、クラウド関連サービスの構築並びにこれらのコンサルティングを行っております。ITサービス事業は第三者保守サービス、病院情報システム維持管理、サーベイアンケート、事務局業務などを請負うビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)を行っております。当社は、自らもITソリューション事業とITインフラ事業を営むとともに、子会社の株式・持分を所有することで、当該会社の事業活動を支配・管理し、グループの企業価値を最大限に高めることを目的としております。

(12) 企業集団の主要拠点等 (2024年6月30日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区
茨 城 本 部 茨城県水戸市
茨城開発センター 茨城県那珂郡東海村
つくばオフィス 茨城県土浦市

② 子 会 社

ITソリューション事業：A Sロカス株式会社	千葉県千葉市
株式会社プライムシステムデザイン	東京都中野区
ITサービス事業：アクモスメディカルズ株式会社	東京都港区
株式会社フィールドワン	東京都新宿区
株式会社ジイズスタッフ	東京都千代田区

(13) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

情 報 技 術 事 業	従 業 員 数 (外 平均臨時雇用者数)	前期末比増減
ITソリューション事業	316名 (49名)	43名増
ITインフラ事業	46名 (11名)	—
ITサービス事業	94名 (10名)	2名増
合 計	456名 (70名)	45名増

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数 285名
平 均 年 齢 36.4歳
平均勤続年数 12.2年

(14) 主要な借入先及び借入額 (2024年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	400,200
株式会社筑波銀行	50,000
株式会社千葉興業銀行	20,000
株式会社常陽銀行	20,000
株式会社りそな銀行	20,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式等に関する事項

(1) 株式に関する事項

(2024年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,300,000株
- ② 発行済株式の総数 10,215,400株
(注) 発行済株式の総数には、自己株式354,143株が含まれております。
- ③ 株主数 7,914名
- ④ 大株主（発行済株式（自己株式を除く）の総数の上位10名の株主）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コンセーユ・ティ・アイ株式会社	2,470,000株	25.05%
光 通 信 株 式 会 社	443,500株	4.50%
ア ク モ ス グ ル ー プ 社 員 持 株 会	342,737株	3.48%
飯 島 秀 幸	325,900株	3.30%
金 子 登 志 雄	96,000株	0.97%
丸 田 稔	79,900株	0.81%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	72,500株	0.74%
外 池 榮 一 郎	71,000株	0.72%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	65,124株	0.66%
岡 田 主 税	65,000株	0.66%

(注) 当社は、自己株式354,143株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役を除く）	18,000株	3名
監査等委員である取締役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (5)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2024年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 C E O	飯 島 秀 幸	A S ロカス株式会社 代表取締役会長 アクモスメディカルズ株式会社 代表取締役会長 コンセーユ・ティ・アイ株式会社 代表取締役
代表取締役社長 兼 C O O	清 川 明 宏	
取締役副社長 兼 C T O	深 作 耕 一	
取 締 役	小 竹 由 紀	株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外取締役 株式会社TOTO KU 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 山 達 男	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	板 垣 雄 士	板垣雄士公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 尾 恭 志	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	金 子 登 志 雄	金子司法書士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち小竹由紀氏、西山達男氏、板垣雄士氏、松尾恭志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、西山達男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）板垣雄士氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 小竹由紀氏、西山達男氏、板垣雄士氏、松尾恭志氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該取締役がその職務を行うにあたり善意にして重大な過失がない場合、当社に対する損害賠償責任は法令に定める最低責任限度額が上限となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することとなる損害賠償金等の損害が補填されることとしております。当該保険契約の概要等は以下のとおりです。

①被保険者の範囲

当社取締役及び執行役員

②保険契約の内容

1) 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は当社が負担しております。

2) 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

3) 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	76,056 (2,700)	62,700 (2,700)	5,760 (-)	7,596 (-)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,800 (15,000)	16,800 (15,000)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計	92,856	79,500	5,760	7,596	8

- (注) 1. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役の人数は4名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の人数は4名（うち社外取締役は3名）であります。
2. 当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年9月27日開催の第25回定時株主総会において年額1億6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は4名であります。また、上記報酬の枠内で、2022年9月27日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬額として、年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の審議・答申を受け、たうえ決定をいたしております。
4. 当社の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年9月27日開催の第25回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(5) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において取締役の報酬の内容に係る決定方法を決議しております。2021年2月19日開催の取締役会決議をもって制定し、2024年8月5日開催の取締役会決議をもって改定いたしました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の、三項目を基本方針として決定しております。

- ・ 透明性、客観性、独立性が確保されたコーポレートガバナンスによる決定プロセスであること
- ・ 報酬の決定において、同業同規模の他社の報酬水準、経営内容、従業員給与とのバランス及び業績等の目標の達成度に基づくこと
- ・ 企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主の皆様との価値共有を一層促進すること

また、当社は、以下、5) に記載のとおり、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬に関する事項を指名報酬委員会に諮問し、その答申を受けて、審議しております。

2) 報酬の種類

(a)基本報酬（金銭報酬）

当社は、役位毎の報酬テーブルに基づき、基本報酬を支給しております。役位毎の報酬テーブルは、取締役会が指名報酬委員会に答申を諮問し、その答申案に基づき審議を行い決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務内容に鑑み、基本報酬のみとしております。

(b)業績連動報酬

業績連動報酬は、業務執行取締役を対象にしており、金銭で支給される報酬（以下、「業績連動報酬（金銭報酬）」という。）と、譲渡制限付株式で支給される非金銭報酬の株式報酬（以下、「業績連動報酬（株式報酬）」という。）の2種類があります。

ア. 業績連動報酬（金銭報酬）

業績連動報酬（金銭報酬）は、短期業績のインセンティブとして付与し、グループ事業全体の経常的な収益力を示す連結経常利益を業績指標として採用します。

業績連動報酬（金銭報酬）は、基本報酬の報酬テーブルで役位毎に定める基本報酬額の年額の10%を、年あたりの標準額として設定し、連結経常利益の目標値の達成度に応じて、下記のとおり、支給額が変動する仕組みを採用しており、1事業年度当たりの支給総額は、2,000万円を限度としております。

なお、当事業年度における業績指標の実績値は連結経常利益660百万円でした。

(目標値以上の場合)	経常利益目標超過額×12%＋標準額
(目標値の90%以上、100%未満の場合)	標準額×80%
(目標値の90%未満の場合)	支給対象外

イ. 業績連動報酬（株式報酬）

業績連動報酬（株式報酬）は、中期業績との連動性を重視し、中期経営計画の達成及び企業価値の向上に対するインセンティブを付与し、業務執行取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的としております。

また、当社は、取締役会が定めた譲渡制限期間の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を禁止する譲渡制限株式報酬制度を採用しております。譲渡制限期間中において、業績連動報酬（株式報酬）として株式の交付を受けた取締役に重大な違反行為、不正行為、当社に不利益を与える行為等があった場合には、当社が株式報酬として取締役に交付した株式を無償取得する旨を譲渡制限付株式割当契約書に規定いたします。

業績連動報酬（株式報酬）は、中期経営計画の期間である3年毎に、

- (ア) 交付の条件となる業績指標
- (イ) 年報酬額として割り当てる当社株式の合計数及び金額換算の上限額
- (ウ) 業務執行取締役の役位毎の支給株式数

等、株式報酬を交付するために必要な事項は、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の議案として、指名報酬委員会に諮問し、その答申に基づいて

取締役会で決議し、定時株主総会での議案承認に基づき、株式報酬制度を決定しております。

2027年6月期までの中期経営計画2027の期間は、連結及び単体における、売上高目標、経常利益目標を業績指標としております。

なお、当事業年度における株式報酬は、前中期経営計画の基準を基に支給することになり、その基準は連結売上高、連結営業利益とも2022年6月期からそれぞれ14%増としております。当事業年度の実績は増収率16.2%、増益率25.6%でした。

3) 報酬の種類ごとの割合に関する方針

取締役会は、業務執行取締役の各報酬の種類別の割合について、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を決定しております。なお、業績指標を100%達成した場合の基本報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（株式報酬）の割合は、8：1：1を、固定報酬と業績報酬の割合は、8：2を目安としております。

4) 取締役の個人別の報酬の内容等についての決定に関する事項

(a)基本報酬（金銭報酬）

指名報酬委員会は、取締役の個人別の金銭による報酬額について、基本報酬の原案の諮問を受け、役位毎に定める報酬テーブルを基準とし、基本報酬額の取締役会への答申を行います。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容を審議し、各取締役に対する金銭報酬の支給額を決定し、毎月、金銭による固定報酬として支給しております。

(b)業績連動報酬

ア. 業績連動報酬（金銭報酬）

取締役会は、前年度の連結経常利益が確定する定時株主総会の終了後に、指名報酬委員会に業績連動報酬（金銭）の原案を諮問し、その答申内容を踏まえ、個人別の支給額と支給日を決議します。その結果に基づき、業績連動報酬（金銭）は、毎年一定の時期に、支給日を含む事業年度の報酬として支給します。

イ. 業績連動報酬（株式報酬）

株式報酬の個人別の交付数は、予め定時株主総会の承認により役位毎に年報酬株式数の限度が定められております。年報酬株式数の限度は、基本報酬の報酬テーブルで役位

毎に定める基本報酬額の年額の10%に相当する金額を、定時株主総会に付議する議案を決議する取締役会の開催日の属する月の前月までの直近3か月間の当社株式の株価の終値で割り戻した数を目安に、取締役の報酬水準を総合的に勘案して決定しております。

定時株主総会終了後に、指名報酬委員会は、各事業年度の連結及び単体の決算の結果に基づき、業績指標の達成状況を確認し、株式報酬の交付の妥当性について取締役会に答申を行い、取締役会は、その答申に基づいて、株式報酬の交付を決定し、交付日の属する事業年度の報酬として支給します。

	年報酬株式数限度
代表取締役会長	年5,000株
代表取締役社長	年4,000株
業務執行取締役	年3,000株

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（4）を除く事項）

指名報酬委員会は、代表取締役会長及び取締役会の決議によって選任された社外取締役を過半数以上とする3名で構成され、社外取締役1名を委員長としております。

指名報酬委員会は、取締役の報酬水準、報酬の種類ごとの比率及び業績連動の仕組み等について定期的に審議を行うほか、取締役報酬に関する法制度等の環境変化に応じて開催し、委員会の審議結果に基づいて、取締役会に答申を行います。

6) その他取締役報酬に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬等の限度額
 年額 1 億 6 千万円以内（非金銭による報酬を含む）
 監査等委員である取締役の報酬等の限度額
 年額 4 千万円以内

上記の報酬限度額定時株主総会決議日：2016年9月27日

7) 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認した上で答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況

社外取締役（監査等委員）板垣雄士氏は、板垣雄士公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には取引はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

社外取締役小竹由紀氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングス並びに株式会社T O T O K Uの社外取締役であります。なお、両社と当社との間には取引はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

(取締役会等への出席状況及び発言状況)

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小竹 由紀	2023年9月28日取締役就任後、10回開催された取締役会すべてに出席し、主にCSRの専門的な知識と経験により、助言提言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	西山 達男	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席、さらに監査等委員会13回すべてに出席し、常勤監査等委員として、また金融等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき助言提言を行っております。 また、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員)	板垣 雄士	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席、さらに監査等委員会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的な知識により、助言提言を行っております。 また、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員)	松尾 恭志	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席、さらに監査等委員会13回すべてに出席し、主にIT事業の専門的な知識と経験により、助言提言を行っております。

(7) 会計監査人の状況

① 名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

・報酬等の額

15,000千円

・当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益額 15,000千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査報酬の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査の職務遂行状況などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等には、監査等委員の全員の同意により、会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から、会計監査人が監査を十分に遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、同議案を株主総会に提案いたします。

(本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入してしております。)

連結貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	4,418,125	流動負債	1,430,355
現金及び預金	3,042,935	買掛金	226,822
受取手形及び売掛金	839,664	短期借入金	135,000
商 品	340,052	1年内返済予定の長期借入金	75,960
仕 掛 品	83,472	未 払 金	278,686
そ の 他	112,001	未 払 費 用	427,226
固定資産	843,123	未払法人税等	89,389
有形固定資産	286,615	賞与引当金	29,056
建物及び構築物	172,535	そ の 他	162,364
工具、器具及び備品	45,243	アフターコスト引当金	5,850
土 地	68,836	固定負債	370,428
無形固定資産	242,910	長期借入金	325,694
の れ ん	202,425	そ の 他	44,734
ソフトウエア	37,380	負債合計	1,800,784
そ の 他	3,103	〈純資産の部〉	
投資その他の資産	313,598	株主資本	3,162,942
投資有価証券	50,364	資 本 金	693,250
繰延税金資産	109,890	資本剰余金	1,219,291
そ の 他	153,342	利益剰余金	1,287,205
資産合計	5,261,249	自己株式	△36,804
		その他の包括利益累計額	2,188
		その他有価証券評価差額金	2,188
		非支配株主持分	295,334
		純資産合計	3,460,465
		負債純資産合計	5,261,249

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年7月1日)
(至 2024年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,230,020
売上原価	3,995,901
売上総利益	2,234,119
販売費及び一般管理費	1,573,772
営業利益	660,347
営業外収益	6,979
受取利息及び配当金	366
為替差益	3,029
その他	3,583
営業外費用	6,875
支払利息	5,411
その他	1,463
経常利益	660,451
特別利益	167
貸倒引当金戻入益	167
特別損失	8,550
固定資産除却損	8,550
税金等調整前当期純利益	652,068
法人税等	207,605
法人税、住民税及び事業税	183,459
法人税等調整額	24,146
当期純利益	444,463
非支配株主に帰属する当期純利益	21,572
親会社株主に帰属する当期純利益	422,890

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	2,109,472	流動負債	921,294
現金及び預金	1,496,051	買掛金	131,219
売掛金	527,472	短期借入金	125,000
仕掛品	46,706	1年内返済予定の長期借入金	62,400
前払費用	30,266	未払金	155,226
その他	8,975	未払費用	298,210
固定資産	1,903,739	未払法人税等	47,711
有形固定資産	253,274	未払消費税等	37,395
建物	153,451	前受金	22,443
構築物	8,607	賞与引当金	19,106
工具、器具及び備品	22,378	アフターコスト引当金	5,850
土地	68,836	その他	16,731
無形固定資産	17,663	固定負債	325,887
ソフトウェア	17,110	長期借入金	312,800
その他	553	その他	13,087
投資その他の資産	1,632,801	負債合計	1,247,182
投資有価証券	2,942	〈純資産の部〉	
繰延税金資産	87,723	株主資本	2,765,226
関係会社株式	1,485,399	資本金	693,250
その他	56,735	資本剰余金	644,178
資産合計	4,013,212	資本準備金	531,658
		その他資本剰余金	112,520
		利益剰余金	1,464,602
		その他利益剰余金	1,464,602
		繰越利益剰余金	1,464,602
		自己株式	△36,804
		評価・換算差額等	803
		その他有価証券評価差額金	803
		純資産合計	2,766,029
		負債純資産合計	4,013,212

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2023年 7 月 1 日)
(至 2024年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,017,336
売 上 原 価	2,503,023
売 上 総 利 益	1,514,312
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,063,098
営 業 利 益	451,214
営 業 外 収 益	39,475
受 取 利 息 及 び 配 当 金	37,843
そ の 他	1,631
営 業 外 費 用	5,497
支 払 利 息	4,910
そ の 他	587
経 常 利 益	485,192
特 別 損 失	991
そ の 他	991
税 引 前 当 期 純 利 益	484,200
法 人 税 等	140,879
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	121,429
法 人 税 等 調 整 額	19,449
当 期 純 利 益	343,321

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月19日

アクモス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 谷田 修一
業務執行社員
指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクモス株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクモス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年8月19日

アクモス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 谷田 修一
業務執行社員
指定社員 公認会計士 片岡 嘉徳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクモス株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月20日

アクモス株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	西山達男 ㊟
監査等委員	板垣雄士 ㊟
監査等委員	松尾恭志 ㊟
監査等委員	金子登志雄 ㊟

(注) 常勤監査等委員 西山達男、監査等委員 板垣雄士、松尾恭志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内略図

会場が変更となりましたので、お間違えのないようお越しく下さい。



会場：東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

東京都港区虎ノ門1-3-1 東京虎ノ門グローバルスクエア 4階

交通：東京メトロ 銀座線「虎ノ門駅」より直結・徒歩1分（12番出口）

東京メトロ 丸ノ内線・千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」より徒歩4分（A12出口）

都営地下鉄 三田線「内幸町駅」より徒歩6分（A3出口）

東京メトロ 日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩6分（地下通路直結）

J R 「新橋駅」より徒歩10分（日比谷口S L広場より）

ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
予めご了承くださいませよう、お願い申し上げます。